

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

湯 川 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧笈川村地域

(1) 現況

本地域は、平坦な農地が広がり、主に稲作経営が行われている。食糧生産を担うばかりでなく、国土の保全や洪水貯留、水源涵養など重要な役割を果たしており、これら機能を継続するため、農地の適正な維持管理に取り組む必要がある。

また、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

2. 旧勝常村地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、肥沃な土壌を活かした稲作地帯である。食糧生産を担うばかりでなく、国土の保全や洪水貯留、水源涵養など重要な役割を果たしており、これら機能を継続するため、農地の適正な維持管理に取り組む必要がある。

また、今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体である担い手への農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の土地改良施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。